

報 告 第 6 号

令和3年度公益財団法人キラリ財団決算について  
令和3年度公益財団法人キラリ財団決算を地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり提出する。

令和4年8月30日提出

富士見市長 星 野 光 弘